

「令和7年度 地域ケアプラザ職員等研修業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱第10条第1項第4号の規定に基づき、「令和7年度 地域ケアプラザ職員等研修業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) プロポーザル評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実施体制
- (2) 地域福祉保健及び地域共生社会に係る政策・動向等への認識
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) 応募者の実績等
- (5) 参考見積書
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 研修実施にあたって必要な政策等への知識・理解
- (2) 当該業務に関する具体的な提案内容
- (3) 応募者の実績・経験・実践力等
- (4) ワークライフバランスに関する取組
- (5) 障害者雇用に関する取組
- (6) 健康経営に関する取組

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 プロポーザル評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 プロポーザル評価委員会に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- 委員長 健康福祉局企画課長
副委員長 健康福祉局高齢健康福祉課長
委員 健康福祉局地域包括ケア推進課長
健康福祉局高齢在宅支援課長
健康福祉局地域支援課長
健康福祉局障害施策推進課長
こども青少年局企画調整課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 プロポーザル評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会は、プロポーザル評価委員会から評価結果の報告があったときは、健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和6年11月18日から施行する。